

都立あきる野学園 学校運営連絡協議会設置要綱

第1 名称

この会の名称を「都立あきる野学園学校運営連絡協議会」（以下「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第2 目的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 組織

1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表1名、施設(医療施設含む)職員2名、近隣幼稚園長1名、近隣小学校長1名、近隣中学校長1名、障害者雇用企業担当者1名、生活支援機関2名、サービス提供事業所代表1名、学識経験者1名 計11名とする。

2 内部委員は、副校長3名、経営企画室長、主幹教諭7名(教務・進路・学部・コーディネーター)、学部主任、計14名とする。

学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 任期

委員の任期は、委員への委嘱を承諾された日から当該年度3月31日までとする。

第6 役員

1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は校長とする。

3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第7 会の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、6月、9月、2月の年3回開催する。

第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 事務局

都立あきる野学園に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、教務担当主幹教諭をもって充てる。

第10 その他

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

附則

この要綱は、平成15年6月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月11日一部改正する。

この要綱は、平成18年4月28日一部改正する。

この要綱は、平成19年4月18日一部改正する。

この要綱は、平成20年4月25日一部改正する。

この要綱は、平成21年4月27日一部改正する。

この要綱は、平成22年4月28日一部改正する。

この要綱は、平成23年4月22日一部改正する。

この要綱は、平成24年4月16日一部改正する。

この要綱は、平成27年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成28年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成29年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成30年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成31年4月1日一部改正する。

この要綱は、令和4年4月1日一部改正する。

この要綱は、令和5年4月1日一部改正する。